

第三十八回 參議院内閣委員会会議

録 第十号

(一七九)

昭和三十六年三月十六日(木曜日)

午前十時二十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君

理事

委員

吉江 勝保君

事務局側

常任委員

会専門員 杉田正三郎君

電気通信監理官 松田 英一君

自治政務次官 渡海元三郎君

自治大臣官房長 柴田 護君

自治省財政局長 奥野 誠亮君

石原幹市郎君
村山 道雄君
伊藤 順道君
山本伊三郎君大泉 寛三君
木村篤太郎君
大谷藤之助君
中野 文門君
一松 定吉君
千葉 信君
鶴園 哲夫君
高瀬莊太郎君
松本治一郎君
横川 正市君
田畠 金光君
安井 謙君
小澤佐重喜君○本日の会議に付した案件
○恩給法等の一部を改正する法律案
(内閣送付、予備審査)○国家行政組織及び国家公務員制度等
(公務員の寒冷地手当、薪炭手当及び
暫定手当の人事院勧告に関する件)
○自治省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)○委員長(吉江勝保君) これより内閣
委員会を開会いたします。
三月三日予備審査のため本委員会に
付託されました恩給法等の一部を改正
する法律案を議題といたします。
政府から提案理由の説明を聴取いた
します。○政府委員(鶴枝景介君) ただいま議
題となりました恩給法等の一部を改正
する法律案につきまして、その提案理
由及び概要を御説明いたします。恩給に関する問題点につきましては、
昭和三十三年法律第百二十四号によ
りまして、同年度から昭和三十六年
度にまたがる四ヵ年の期間計画による
恩給は正措置が講ぜられ、問題の大筋
が解決せられましたことは、すでに御

承知の通りであります。

しかしながら、當時、右法律審議の
際、衆議院内閣委員長から、なお残さ
れた問題として善処方を要望された事
項もあり、政府においてもその後検討
を重ねて参りました結果、かねての懸
念でありました旧軍人に対する加算の
取り扱いその他制度的に補足修正を要
するものについて、所要の措置を講
じ、恩給給与の公平を期することが適
当と認められましたので、今回これに
必要な法律の改正を行なおうとするも
のであります。その第一点は、旧軍人等に対する加
算の問題であります。旧軍人等として
の在職年につけられる加算年は、昭和
二十一年勅令第六十八号施行前に権利
の裁定を受けた者、すなわち、いわゆ
る既裁定者についてはこれを認め、普
通恩給、扶助料を給与しているにかか
らず、いわゆる未裁定者については
これを認めないととしているため
に、恩給上の待遇に開きがあることは
御承知の通りであります。そこで、こ
れら実在職年だけでは普通恩給年限に
達しない旧軍人等のうち、戦地、擾乱
地、その他外國、外地に認められてい
たいわゆる地域加算を認めたならば、
この年限に達することとなる人々及び
その遺族に対し、普通恩給、扶助料を
支給する道を開こうとするものであり
ます。恩給に関する問題点につきましては、
昭和三十三年法律第百二十四号によ
りまして、同年度から昭和三十六年
度にまたがる四ヵ年の期間計画による
恩給は正措置が講ぜられ、問題の大筋
が解決せられましたことは、すでに御

承知の通りであります。

吉江 勝保君

関係当局よりの出席の方々は、入江人事院総裁、瀧本人事院給与局長、船後大蔵省主計局給与課長でございます。御質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○伊藤顕道君 暫定手当に関する人事院の勧告に関連して二、三お伺いします。

今回の勧告によって、人事院としては、同一市町村内における不均衡的是正ということに、これが法案が決定すればなるわけです。そのうち、百二十九の市町村については完全に不均衡が是正されるわけですが、なお五十四の市町村については不均衡が残るわけです。この五十四の不均衡をなぜ残したかという点をまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(入江誠一郎君) ただいまの御指摘の五十四の市町村につきましては、これを不均衡を最上位の段階までは正いたしますと、隣接の町村との格差と申しますか、これが相当段階がつきますので、そういたしますると、またそこに問題が起つて参りますし、大体において約三分の一と申しますが、三分の二のおもなところが解消いたしますので、それと、御存じのとく、異動の際における六ヶ月の猶予期間と申しますか、それとかね運用いたしますれば、おおむね同一市町村内における問題といものは解決いたし得るのではないかということで先般の勧告を行ないました。

○伊藤顕道君 今回の勧告によつておむね不均衡が是正される、そういうようなお言葉ですが、しかし、厳然と五十四の市町村については不均衡が依然として残るわけですね。これに

対して今後どのような措置を講じられます。

ようとするのか、それとも、これは大体解決したからこれはははうつておくのだというのか、そういう考え方についてお答え願いたいと思います。

○政府委員(入江誠一郎君) 同一市町村内における不均衡問題といたしましては、ただいま御審議願つております總及びその中にあります異動の際における措置ということで、現在の段階においてはこれでとにかくにもごしんばうを願つて、いずれ全体の地域的給与と申しますか、問題につきましては根本的に検討を要する問題であるかと思いますが、これは必ずしも早急には参らぬと思ひますけれども、同一市町村内の問題自体としては、少なくとも当分の間この程度でやつて参ります。

○伊藤顕道君 現行の暫定手当の支給地域の区分は、たしか昭和二十七年十月のものであったと記憶するのですが、そうだとすると、もうすでに九年月のものではあると思ひます。やはりむしろ今後の問題としては、人事異動の問題も考慮し、かたがた暫定手当といふものは残つておる。それに関連した問題についても、何らかの措置を一つ考えていく、これはなかなか困難な問題でございますから、そういう方向でいくことが実情に即し、また国会の御要望にも沿うのじやないかと思つてお

院は後者の同一市町村内における不均衡の是正、こういう点だけについて勧告しておるわけですから、決議についたしましたと申しますが、この一項についてはこれを尊重して、まあおなつたわけですが、前者について一体いわゆる暫定手当と申しますか、一つの地域給の凍結と、ことに御決定になられたわけです。そこで、いろいろ紛糾する問題を、事実上ここで解決いたしましたと申しますが、ここで一応きめたわけでございますから、ここで一いま申されたように、九年以上になるといたしましても、ここでまたそれを地域ごとに是正いたしましたり、それぞれ区別をして参るということは、むしろ国会の御決議の趣旨にも沿わないという点もあると思ひます。やはりむしろ今後の問題としては、人事異動の問題も考慮し、かたがた暫定手当といふものは残つておる。それに関連した問題についても、何らかの措置を一つ考えていく、これはなかなか困難な問題でございますから、そういう方向でいくことが実情に即し、また国会の御要望にも沿うのじやないかと思つてお

○政府委員(入江誠一郎君) この問題は、まさにお言葉の通り、二項目の御要望と申しますか、御決議がございまして、まあ同一市町村内の問題につきましては今回勧告させていただいたわらは二項目あつたはずです。この一項についてはこれはこれで尊重して、まあおなつたわけですが、前者について一体いわゆる暫定手当と申しますか、一つの地域給の凍結と、ことに御決定になられたわけです。そこで、いろいろ紛糾する問題を、事実上ここで解決いたしましたと申しますが、ここで一応きめたわけでございますから、ここで一いま申されたように、九年以上になるといたしましても、ここでまたそれを地域ごとに是正いたしましたり、それぞれ区別をして参るということは、むしろ国会の御決議の趣旨にも沿わないという点もあると思ひます。やはりむしろ今後の問題としては、人事異動の問題も考慮し、かたがた暫定手当といふものは残つておる。それに関連した問題についても、何らかの措置を一つ考えていく、これはなかなか困難な問題でございますから、そういう方向でいくことが実情に即し、また国会の御要望にも沿うのじやないかと思つてお

○伊藤顕道君 御答弁のように、昭和三十二年、当内閣委員会で、各項にわたり附帯決議がなされたわけです。この暫定手当に関する限りは、二項目にわたって決議がなされたわけです。その一つは、今御指摘のあつたような、「三十五年度以降における暫定手当についてはこれを速かに整理し、その本俸の御質疑の問題は、御存じの通り、大体従来は地域的な格差を、実情に沿うように、逐次生計費その他を調査いたしまして勧告させていただいておりま

す。ところが、先般非常にこれが実際問題として、人事の異動の関係でござりますとか、單に生計費その他の關係にございまして、何と申しますか、

は、いわゆる暫定手当というような一つの突出した部分がなくなつておるわけございます。そこで、この残つておられる公務員につけては、まあ公務員のつとめに打ち切つてしまふということは、これはまあ公務員としては現地でございましたと申しますが、この一項についてはこれを尊重して、まあおなつたわけですが、前者について一体いわゆる暫定手当と申しますか、一つの地域給の凍結と、ことに御決定になられたわけです。そこで、いろいろ紛糾する問題を、事実上ここで解決いたしましたと申しますが、ここで一

院は後者の同一市町村内における不均衡の是正、こういう点だけについて勧告しておるわけですから、決議についたしましたと申しますが、この一項についてはこれを尊重して、まあおなつたわけですが、前者について一体いわゆる暫定手当と申しますか、一つの地域給の凍結と、ことに御決定になられたわけです。そこで、いろいろ紛糾する問題を、事実上ここで解決いたしましたと申しますが、ここで一

院は後者の同一市町村内における不均衡の是正、こういう点だけについて勧告しておるわけですから、決議についたしましたと申しますが、この一項についてはこれを尊重して、まあおなつたわけですが、前者について一体いわゆる暫定手当と申しますか、一つの地域給の凍結と、ことに御決定になられたわけです。そこで、いろいろ紛糾する問題を、事実上ここで解決いたしましたと申しますが、ここで一

国あらゆる地域の調査があるわけでございません。従いまして、全国的にどういう傾向があるということしか言えないと思うのであります。で、現在の暫定手当として凍結されておりまするものも、これは動かすことが現在のところ法律上できない状態になつておるのであります。それがはたして適正なものになつておるかどうかということも、これまた言えないことなのでございます。従いまして、現在におきましては、全体として傾向的なものの言い方しかできないような状況でござります。先ほど御質問のありました資料は、次回に提出させていただきます。

○伊藤頭道君 現在の暫定手当の支給額ですね、これについては、御承知のように、三十二年の改正前においては、俸給月額に対し、四級地は一五%，以下二〇%五%，そういう相当額が支給になつたのです。ところが、その後これは凍結されて今日に至つておる。ところが、一方、俸給については、その後初任給の手直し、中だるみの是正、そして昨年の十月のベース・アップで、俸給の方はそのつど是正されておりますが、暫定手当についてはそのまま凍結されて今日に至つておる。こういう点について、これは人事院としてはそうすることが適当だとお考えになつておるのか、それとも、この面についても、四級地については一五%，以下一〇%，五%というふうに、そのつどどの俸給に対するペーセントを維持するのが適当と考えておるのか、この二者いずれが正しいと考えておるのか、この考え方についてお伺い

○政府委員(入江誠一郎君) この問題は、先ほど私なり給与局長から申し上げましたように、実はまあ何と申しますか、理府統計局の家計調査による消費支出から申しましても、東京都を一〇〇といたしますと七〇%だという差がござります。これは一つの例でございますが、生計費その他に基づく給与の地に地域格差を合理的にするという観点から申すと、むしろ地域給といいますか、地域給を存続した方がいいということでも考えられます。ところが、それが地域給においておきますと、そういう給与上の一つの理論的な問題と離れて、人事政策上と申しますが、そこいろいろな問題がございまして、そこに国会で先般これを凍結され、定額化され、さらに現在の暫定手当も整理せよと、したので一三・五%となり、一段階の五%が三・八%になつておりますけれども、むしろ一面にこれを申すと、先般の国会の御要望の線が実現して参りました結果だとも言えますので、むしろさるに暫定手当を増額するということは、ますますこの問題を逆行させるようになります。これは縮小させるわけでございまして、いわゆる底上げとか暫定手当の整理といふことは、これまでこの問題を逆行させるようになります。ですから、人事院といたしましては、この一つの暫定手当の定額制による国会

○政府委員(入江誠一郎君)　この寒冷に伴う地域的な給与率全般の問題、これは石炭手当なり、薪炭手当なりを含めまして、これはなかなか現在のままではおさまりにくい点がございますので、もちろん十分検討いたして参りたいと思つておりますが、現在検討いたしておりますが、現在の段階におきましては、寒冷地手当と薪炭手当の今回の増額その他によりまして、いわゆる寒冷に伴う諸給与としてのバランスの一応とれてゐるというふうに考えておりますので、今後さらに全般の問題として研究いたしたいと思います。

御承知のようなどいうのは、人事院のおられるこの委員会において、政府としては三十五年度以降についての暫定手当について整理方針を明らかにいたしておるところであります。要するに本委員会におきますところの附帯議論の趣旨に沿って、もう一つ池田内閣の、地域格差、これを埋めていくといふう、あるいはそれを縮小していくといふ、そういう趣旨に沿って、三十五年度以降において、暫定手当について本俸に繰り入れていきたい、こういう整理方針というものを本委員会において明瞭かにいたしておるところであります。これは人事院も御承知の通り、確認の必要はないと思いますが、二回ほどこの委員会において明らかにいたしておるところであります。そういう立場に立ちまして、先ほど伊藤委員が、種々整理あるいは本俸繰り入れといたしておるところから、どうもごたごたして明らかにいたしておるところではない。一体政府はこういう整理方針を明らかにしている、さらに本委員会においては、三十五年以降の整理方針についての決議もあるということを考えますときに、どうも先ほど以来経験なり局長のおっしゃる話は納得がいきにくい。特に納得いかないのは生計費の問題でありますが、物価はあまりなんですが、そこへもつてきて生計費の問題を出されるのですが、これはもう明らかに滝本局長も言われますように、域地格差という問題よりも、むしろ

る地域における産業格差、東京とか横浜とか大阪とかあるいは名古屋とか、こういうところには大きな近代的な工場がある。それ以外のところにはそういうものがずっと少なくなってくると、いうふうに思います。また、生計費を見た場合に、一番やはり問題になりますのは、雑費とか、こういう問題が大きく出てくるのじやないだろか、というふうに思います。また、生計費施設あるいは他の娯楽施設なり文化施設なり、こういうものに非常に不足しているという結果としてこういうものが半分近いくらいになるだろかと思ひますね。非常に低くなつておると、いう点等からいえば、どうも物価差はなくなつたというお話を立つならば、これはやはり政府の整理方針なり、あるいは本院の附帯決議の趣旨に沿つて、三十五年度から今後繰り入れて、二方向に努力されなければいけないのだと思うのです。しかも、これは一年じゅう繰り入れるというようなことはないわけであって、御承知の通りに、一級地の三十二年のときの5%、その分も三年かかつて出たのですから、計画的に繰り入れることについて、は、地域格差というものを逐次埋めていくということについては非常に重要な政策ではないかと思うのです。今申し上げましたことについて、総裁なり局長に一つ意見をお伺いしたいと思います。

えて、暫定手当の底上げと申しますか、本俸繰り入れについて考慮するような御答弁があつたことも十分存じております。そういうことで国会なり政府もいいというのだから、人事院は当然やつていいじゃないか、それは確かに仰せの通りなんでございますが、先ほどある申し上げましたように、やはりまあ法律も、生計費というものが地域格差の重要な問題として加えられておりまするし、われわれ民間賃金なり生計費のことを全然無視するわけには参りません。そこで問題は、給与の均衡と申しますか、給与の均衡上から申せば、むしろある程度の地域格差があることが当然でございますが、しかし、そこへ人事政策上の問題とか、あるいは御要望の線もありますので、それを先ほど申したようないろんな矛盾点を、なだらかと申しますか、まあ都会の公務員も納得し、地方の公務員も納得するという線で何とかなだらかにこれを解決したいということが苦慮している点でございまして、決して何ら努力せぬとか、このままでいいとか申しておるわけではございませんんで、何らかの結論は出したいたいと思っております。

差というものが中心になつて考えられ、おつた点が大きいのでありますから、物価差はなくなつてゐるわけですが、また國の政策としましても、地域格差といふものは、これを逐次埋めていこうといふところに大きな方向があるわけでありますから申し上げておきますが、今までやりました整理方針なり、あるいは本院の附帯決議の趣旨に沿つて、國のまた大きな政策といふ点も考慮され、今後逐次本俸に繰り入れるという方向に向かつて御検討になるというふうに考えてよろしゅうござりますか。

○政府委員（入江誠一郎君） まあ具体的にただいまお言葉がありましたような方法と申しますか、方法についてはさらに十分検討いたしますが、とにかく、少なくともこの問題は、国会の附帯決議の大きい線に沿いまして十分検討いたします。

○鶴園哲夫君 少しばかりあいまいですけれどもね。本来の趣旨として、物価差というものが基準になつておったんですから、そういうものがなくなつたというような入江総裁のお話、事実そうだと思います。ですから、そういうものがあります。それは先ほど申し上げましたように、あるいは龍本さんがおつしゃるように、これはやはり産業規模格差といふものによる点が非常に大きい。さらに、また先ほど申し上げましたように、あるはなきやならぬわけでありまして、ぜひ一つ今までの経過り医療施設なり、いわゆる文化施設なりが生計費の点に大きく響いてきている点等も考えなきやならぬわけですが、十分御承知と思ひますので、その方

針に沿つて、すみやかに暫定手当について本俸に繰り入れるよう強く要望しておきます。よろしくうござりますね。

それでは次に、特別調整額について伺いたいのです。これはまず大蔵省の政府委員に伺いたいのですが、船後政府委員に伺いたいのは、この特別調整額というのは、これはまあ大蔵省においてのものちよつと変な気もするのですが、予算の建前においては管理職手当といふ形になり、さらに地方自治法でも管理職手当という言葉を使つておるわけであります。また、学校関係についても、校長とか教頭とかいうところに手当が出ておるんです。役所の中でも、一般にこれは管理職手当あるいは役付手当というふうに保証されておるわけであります。これは管理職手当あるいは役付手当、こういうようなものになるのかどうか、これを船後政府委員に伺いたいと思います。

○政府委員(船後正道君) なかなかむずかしい御質問でございますが、現在一般職の職員の給与法の第十条の二で、俸給の特別調整額という規定がございまして、この規定によりますと、管理または監督の地位にある職員につきまして、人事院の指定によります。これが通常管理職手当といふうに俗称されておりますけれども、予算

上及び法律上の扱いをいたしましては、俸給特別調整額ということで進んでいる次第であります。

○鶴園哲夫君 予算の名目で管理職手当といふうになつておりますし、また、地方自治法でも管理職手当ということになつてゐるわけですが、これは今おつしゃつたように、管理監督の地位にある者の中で、人事院が指定するといふ人たちに支給する、そういう意味でやなつていて、それはやはり管理職手当といふうになつておられます。それで、管理職手当といふうになつておられるので、それでいい。あるいは役付手当といふものに該当するのじゃないかと思うのですけれども、もう一へん一つ。

○政府委員(船後正道君) 予算の目でございますが、目の細分ということになりますと、やはりその経費の性質でございまして、御指摘のように、この俸給の仕方といふものをとる次第でございまして、御指摘のように、この俸給の特別調整額につきましては、目の細分になりますと管理職手当といふ文言を使用いたしておりますが、実態といふことで申しましては、どこまでも先ほど申しました通り、一般職の給与法の第十条の二に基づく俸給の特別調整額でござります。

○鶴園哲夫君 わかりやすくということになりますが、要するに、内容はわかりよくということだと思うのですが、内容をわかりよくするには管理職手当、それは予算の中にも管理職手当と出している、あるいは地方自治法の中に管理職手当といふ言葉を使つて、従つて、わかりよく言えば管理職手当あるいは役付手当といふふうなも

のと解釈していいのではないかというふうに思うのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(船後正道君) この俸給の特別調整額が、民間等でいわゆる役付手当そのものにすばり相当いたしますかどうか、これは人事院の方の御見解もあろうかと存じますけれども、予算的には、この十条の二にございます通り、管理または監督の地位にある職員に対して、その職員の特殊性に基づいて支給する調整額でありまして、しかも、これが俸給の特別調整額ではございますが、給与体系の上では、いわゆる諸手当というものと同様な扱いを受けておりますので、こういう点に着目いたしまして、予算の日の細分といった使っているわけであります。

よく言えば管理職手当、まあ民間でよく言われる管理職手当あるいは役付手当といふものに該当するよう思えます。一応その立場に立ちまして論を進めたいと思うのですが、もつと別な立場で進めてよろしいのでござりますが、一応その立場でこの特別調整額あるいは管理職手当というものを見ますと、問題が幾つもあるよう思ひます。ですが、まず第一は、そういう立場に立つて管理職手当を見ました場合には、どうも私ども人事院の給与のきめ方から見て二重払いになつていいるのぢやないかという疑いを強く持つております。

その第一としますところは、これは人事院はよく民間の給与との関連で、あるいはその反映として公務員の給与をきめられ、あるいは論議されるわけ

ですが、民間の基準内給与、これが人事院が公務員と比較するものになるのですが、この民間の基準内給与という中には、役付手当というのを含まれて基準内給与になっている。従って、それとの反映で公務員の給与を考えておられますからして、従って、公務員の給与の中には役付手当というものが含まれておるというふうに見なければならない。にかかわらず、この基準内給与のほかに、もう一二五分の管理職手当、これを支給するというのは、これは二重払いという疑いが非常に強いのじゃないかと思うわけです。さらに、またこの給与の理論からいまして、次官とか局長とか課長とか、こういう人たちが管理監督の地位にあることは、これはもう昔から今日まで変わらないわけでありまして、当然これは責任とその仕事という中に含まれなければならない。にかかわらず、それ以外にもう一つ本俸の二五%という手当を出すということとは、これは理論的にいつても一重払いであるということになるのじゃないかと思うのです。この二つの立場からいって二重払いでないといふように明確にお答えいただければけつこうだし、しからずして、これは超勤にかわるものだ、超過勤務手当にかわるものだ、要するに、昭和二十七年にこの特別調整額を作りましたときのことを考えますと、創設の趣旨というのは超勤の形になつておるわけですが、それならそれでまたもう一つ大きな問題があるというふうに思つております。従つて、今申し上げました二重払

○政府委員(瀧本忠男君) ただいまの御質問の中の、人事院が民間給与と比較いたします場合に、民間では役付手当を基準内給与に入れており、それから公務員の方では特別調整額を基準内に入れないで比較しておるのじやなかろうか、こういう御質問でござりますが、われわれがやっておりますことは、民間でも役付手当というものは基準内の中に入れておりません。同時に、公務員の基準内給与としてきめますものの中にも特別調整額を入れていません。両方とも基準内給与から除外して比較いたしております。こういうことになつております。

○鶴園哲夫君 これは人事院が去年出したやつですよ。この中に基準内給与として、うち役付手当としてある。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいま御指摘になりました報告書は昨年の民間給与、これは毎年やつておることでござりまするが、民間給与調査の総括的な、そして勧告時に用いましたものよりも、さらに詳細に数字をあげました報告書でございます。それでこちらになっての御質問だと思いますが、そこでは、うちこれこれといった表現を使っておりますけれども、勧告の際に用いました数字といつしましては、ただいま私が申し上げたように、役付手当は基準内給与に含ましていない、こういうやり方によりまして比較をしておるのでござります。

○鶴園哲夫君 しかし、これは勧告の資料をさらに詳細にして出されたもの

なんですよ。その資料の中に、基準内給与の中に明らかに役付手当が入った形で発表しておいて、いや、勧告の場合はそれは抜いているのだという説明は、一体愚弄しているものじゃないですか、どういうことなんです。基準内給与とちゃんと書いてある。基準内給与、うち役付手当、これだけこういふ発表をされている責任を追及します。愚弄している、どういう意味ですかそれは。

○政府委員(瀧本忠男君) 先ほどから御質問が出ておりまするよう、公務員の特別調整額というものが民間の役付手当に相当するのではないか、あるいはこれは予算書におきましては管理職手当という言葉が使つてあるので、その関係はどうかというよくなおお話を出ております。民間で一般的に役付手当という言葉で言われておりますものが、これが單一な定義でこれを規定するということは非常にむずかしいわけであります。事業場によりましてそれ違った意味に使つております。あるいは事業場等におきましては、公務員に比べまして職員の数が非常に少ない、組織も非常に簡単であるというようなところにおきましては、本俸といたしましても、やはりその職務と責任に応じてかつきりきまつていいふるというような場合には、場合によつては役付手当を出していいというところもある。これは当然本俸の中に含まれた形において処理されておるといふところもございます。それから、本俸だけでは処理し切れないから役付手当を出しておるという行き方もあるわけなんであります。また、役付手当に非常にウエートを置きましてきめてお

るという例もござります。また、役付手当を出しておるが、同時に超過勤務手当を出しておるというやり方もあるわけでございます。従いまして、一般的に民間でこれを考えます際に、この基準内給与というものの中に役付手当をどのように表現するのかが一番適当であるというのか、これは技術的に非常にむずかしい問題があろうかと思ひます。しかし、われわれの今御指摘の統計表の中には、これは一般的にやはり本俸と類似の性格で扱われるものも相当あるわけでござりまするから、従つて、そこの表現におきましては、これを一応基準内給与ということでおさめております。これは一般的な発表方法としてはそれが適当であろう、このように考えておるわけであります。ただ、公務員のこの特別調整額と対比してものを考える場合に、役付手当というものをどのように考えたらいいだろうか、これを基準内に入れるということがいいのかどうか、この辺には問題がござります。ことに、管理職には超過勤務手当も支給されていないという事情でござりまするから、従いまして、比較の際におきましては、公務員の実態とあわせ考えまして、より適正な比較の方法をとつた、こういう事情でございます。

も、われわれの方といたしましては、公務と民間を比較いたしまする際に、あくまでこれは人事院月報で発表いたしておりまする資料、すなわち、公務と民間とをどのようにして比較いたすか、そのときの付属資料に掲げております方法で、そこで資料を出しておるわけでございます。その報告書は、やはり非常な労力もかけ、また、民間もわざらわして作った表でござりまするし、ことに、地方の人事委員会の協力を得ております。せつから民間の調査をやりましたものを一般的に利用される場合のこととも考慮いたしましてそういう報告書を作つて、そうして一般の利用に供するということをいたしておりますのであります。たまたま今ごらんになりますときに、多少の御混乱を起させるような要素があるといふうなことにつきましては、これはまことに申しわけないと思ひますけれども、われわれの方といたしましては、官民比較をいたしまする場合に、月報に付属いたしておりまする資料で説明をいたしておりますのでござります。

○鶴園哲夫君 あなたはこういうものを一般というが、国会議員にもちゃんと配つておるのであります。私のところにちゃんときておる。人事院からもらつてきたんじゃない。ちゃんと人事院が議員のところに配つておる。その資料では基準内給与の中に役付手当を含めて、しかし、実際にはそういう措置にしていないのだという話では非常に誤解を起しますよ、そうじゃないですか。そういう説明を加えるか、あるいはもしそういう措置をとつておられる

とするならば、そういう説明を加えるのがしかるべきですよ。そういうことをいつておかなければ、こういう問題をお出されたのでは大へんな迷惑ですよ。

○政府委員(瀧本忠男君) 先ほど来申しあげておりまするような理由があつたわけでござりまするけれども、それをおこらん願いますときに、そういう御迷惑があつたということにつきましては、はなはだこれは相済まぬと思つております。今後におきまして十分注意いたしまして、ごらん願うときに十分御理解願えるような措置をとるつもりでおります。

○鶴園哲夫君 そこで、今のそういうようなことで比較を出されたといふうところで、もう一つ大きな問題がある。それは、今、人事院がこの資料に出しえるのを見ますといふうと、役付手当が幾らかといふことが民間の場合には明らかになっておるのであります。一体この役付手当といふのは、民間の場合においてはこの表に明らかのように、本俸なり、あるいは

基準内給与との程度を占めておるのかか、それを伺いたい。

○政府委員(瀧本忠男君) これは事業場によりまして、先ほども申し上げましたように、役付手当、いろいろな名前が用いられておりますが、かりに役付手当といふ言葉で表現させていただきますが、役付手当といふものの中でもあるわけありますから、そういうものを加えまして、そして本俸に対する割合を計算してみると、支店長八千二百円ですね。それから事務部長、部長になりますと大体六千七百円、課長で大体四千円、こういう数字が出るのであります。

○政府委員(瀧本忠男君) 鶴園委員がおそらく御計算になりましたものは、基準内給与に対しての額だといふうに思います。今私が申し上げましたものは、これはこの本俸に対しまする割合でござります。それで民間では、先ほど申しましたように、そういう人々の中で時間外手当をもらつておる人々もあるわけありますから、そういうものを加えまして、そして本俸に対する割合を計算してみると、支店長あたりで一八%、こういう数字になら、こうすることを申し上げた次第でござります。

○政府委員(瀧本忠男君) それ以下は、

○政府委員(瀧本忠男君) ただいま申しあげましたように、三十五年四月分における支店長につきましては一八%ということになるわけでござります。したがって、支店長につきましては、支店長八千二百円ですね。それから事務部長六千七百円、課長四千円、こういう数字を申し上げた次第でござります。

○政府委員(瀧本忠男君) 申しあげましたように、民間におきましては役づき、いわゆる特別調整額が出ておりましたものは、御指摘のよう

に、二等級の局長は二五%，三等級の課長はやはり二五%といふことになつております。しかしながら、公務員に

おきましては等級のくりりといふものが非常に大まかにできおるのでございまして、同じく二等級におきましては、

も、管理、監督でないような方々もお

ば、出でるところも出でていないところもありましょけれども、とにかく一人当たりの平均が本俸に対してどれくらいになるのかということをわれわれの方で計算をいたしております。そ

れによりますと、大体一八%程度、こうしたことになります。今後におきまして十分注意いたしまして、ごらん願うときに十分御理解願えるような措置をとるつもりでおります。

○鶴園哲夫君 どうしてそういうことを言われるのかな。確かに私は基準内給与から役付手当といふものを引いて、その中から大体の数字を押えてみた場合に一、二%じゃないか。おたが、出していないところもあるでしょ

すね。

○鶴園哲夫君 どうしてそういうことを言われるのかな。確かに私は基準内給与から役付手当といふものを引いて、その中から大体の数字を押えてみた場合に一、二%じゃないか。おたが、出しておるところもあるし、平

均値として見た場合にはどうなるのかという数字でものを判断されるのでしょ。明らかに出来ますよ、この率はびつてしまりと。管理職手当といふものは、あるいは役付手当といふものは本俸の幾らかということは明らかに出来るのであります。一八%といふのは、どこからそこの数字が出るのですか。これから明らかに出てくるのは、大体一一%か一〇%です。どうして一八%といふ数字が出来るのですか。

○鶴園哲夫君 それ以下は、

○政府委員(瀧本忠男君) 工場長で計

も、管理、監督でないような方々もお

られます。職務の性質上、やはりそれらは本省の課長と同等に考えるべきであるというような場合におきましては特別調整額を出しておきますが、けれども、そのほかのもので出でないものもあるのでござります。従いまして、現在公務の三等級全体につきまして、この特別調整額が出ておりまする金額を本俸で比例を出してみますと、一七%といふ数字になるのであります。従いまして、これが的確にこの数字が先ほど私が申し上げました数字と合つてないといふ御指摘はあらうかと思ひますから申しまして、それほどこれがとつぶなものであるといふには考へていません次第であります。

○鶴園哲夫君 先ほど私が申し上げた二つの問題の中の一つは、大体今論議がここで中断しているのじやないかと思います。第一番目の問題は、先ほど申し上げた給与論からいって、これは二重的な支払いになるのじやないかと申しますね。これを伺いたいのです。

○政府委員(瀧本忠男君) 給与論からして、おっしゃる趣旨は、おそらく公務員の俸給表といふものは、職務と責任に基づいて決定されているのであるから、従つて、二等級の局長であれば、それは俸給表がこの二等級ということできまつて、二等級の給与で支払われておればそれで十分である。その上に特別調整額といふ、まあその管理、監督ということにはなつておらず、そのほかのもので出でないといふのは、その職務の評価を二重にしているのではなかろうか、このような御

指摘ではなかろうかと思うのであります。われわれいたしましては、先ほど申し上げておりまするけれども、そのほかのもので出でないものもあるのでござります。従いまして、現在公務の三等級全体につきまして、この特別調整額が出ておりまする金額を本俸で比例を出してみると、一七%といふ数字になるのであります。従いまして、これが的確にこの数字が先ほど私が申し上げました数字と合つてないといふ御指摘はあらうかと思ひますから申しまして、それほどこれがとつぶなものであるといふには考へていません次第であります。

○鶴園哲夫君 先ほど私が申し上げた二つの問題の中の一つは、大体今論議がここで中断しているのじやないかと申しますね。これを伺いたいのです。

○政府委員(瀧本忠男君) 給与論からして、おっしゃる趣旨は、おそらく公務員の俸給表といふものは、職務と責任に基づいて決定されているのであるから、従つて、二等級の局長であれば、それは俸給表がこの二等級といふことはなつておらず、そのほかのもので出でないといふのは、その職務の評価を二重にしているのではなかろうか、このような御

指摘ではなかろうかと思うのであります。われわれいたしましては、先ほど申し上げておりまするけれども、そのほかのもので出でないといふ御指摘はあらうかと思ひますから申しまして、それほどこれがとつぶるものであるといふには考へていません次第であります。

○鶴園哲夫君 先ほど私が申し上げた二つの問題の中の一つは、大体今論議がここで中断しているのじやないかと思います。第一番目の問題は、先ほど申し上げた給与論からいって、これは二重的な支払いになるのじやないかと申しますね。これを伺いたいのです。

○政府委員(瀧本忠男君) 給与論からして、おっしゃる趣旨は、おそらく公務員の俸給表といふものは、職務と責任に基づいて決定されているのであるから、従つて、二等級の局長であれば、それは俸給表がこの二等級といふことはなつておらず、そのほかのもので出でないといふのは、その職務の評価を二重にしているのではなかろうか、このような御

指摘ではなかろうかと思うのであります。われわれいたしましては、先ほど申し上げておりまするけれども、そのほかのもので出でないといふ御指摘はあらうかと思ひますから申しまして、それほどこれがとつぶるものであるといふには考へていません次第であります。

○鶴園哲夫君 ところが、大体今論議がここで中断しているのじやないかと思います。第一番目の問題は、先ほど申し上げた給与論からいって、これは二重的な支払いになるのじやないかと申しますね。これを伺いたいのです。

○政府委員(瀧本忠男君) 給与論からして、おっしゃる趣旨は、おそらく公務員の俸給表といふものは、職務と責任に基づいて決定されているのであるから、従つて、二等級の局長であれば、それは俸給表がこの二等級といふことはなつておらず、そのほかのもので出でないといふのは、その職務の評価を二重にしているのではなかろうか、このような御

指摘ではなかろうかと思うのであります。われわれいたしましては、先ほど申し上げておりまするけれども、そのほかのもので出でないといふ御指摘はあらうかと思ひますから申しまして、それほどこれがとつぶるものであるといふには考へていません次第であります。

○鶴園哲夫君 いざれにしましても、現度論点を少し変えますが、これは管

理職手当あるいは特別調整額といふことは、これは本来二十七年に創設されましたときに、超過勤務手当といふのは、管理、監督にある者についてではなく、かなか把握しにくい、なかなか実情に沿つてない。従つて、超過勤務手当を廃止して、特別調整額といふものを支給しよう、こういう趣旨だったのです。それは否定されないでしよう。だから、何か超過勤務手当といふものも入つては、管

理職手当、役付手当といふものも入つては、管

理職手当、役付手当といふものも入つては、管

理職手当、役付手当といふものも入つては、管

今後年功賃金というようなものについて考えていくことになるとすれば、これは初任給というものを大幅に、相当思い切って上げるという考え方方が必要ではないかと思つておりますが、この点について伺いたいと思います。

関給与と合わず関係上、いろいろな段階において今後変化があるといふ問題、あるいはこの先般の国会の附帯決議も初任給について考慮すべきだといふ附帯決議もござりますし、あるいは今後、ことしの民間給与調査においてどういう結果が出ますか、これによつて

●鶴園哲夫君　この初任給につきまして、最近ことの初任給あたりが日経連のタイムスあたりでも発表になつておりますね。見ますと、どうも公務員の大学卒の初任給というものは、日経連の発表なんか見ますと、どうしても民間の高等学校卒の初任給くらいになります。さらにまた、この公務員の高等學校卒の初任給といふのは、民間のちよつとした会社の中学校卒の初任給というふうに見えますね。さらに政府機関ですね。公庫とか公団ですね。こういうようなどころの初任給を見ますと、あまりにも公務員の初任給というのは低過ぎるのでですね。こういうことは、これは新しい公務員が官庁に入つたときから親方日の丸というのですから、あるいは権力を持っているから何か給与が低くてもいいのだ、初任給が低くてもいいのだという考え方では、こんなに低くては入つたときから権力的な公務員というものを、そういう意識を誇張するのじやないかという心配をするわけです。どうもあまりにもそこらにころがっている会社と比べた場合に、低過ぎはしないかという点を考えているのですが、どうですか。

経済の調査というもののいわゆる事業場の取り方というものが一つ問題、それは善惡は別といたしまして、公団、公庫につきましては、御指摘通り、だいぶん違います。ただ、われわれ民間給与の取り方にいたしますと、ちょっと数字を申し上げて恐縮でございますが、昨年の勧告時におきまして、高校卒において、民間が約七千九百円に対して、公務員が八千三百円、八等級二号でございますが、短大が九千十四円ですが、約九千円に対しまして、公務員が八等級五号、九千三百円、大学はちょっとと低うございまして、民間が一万二千二百二十五円に対して、公務員が一万二千円、ちょっとと低うございますが、こういうことになつておりますと、われわれが調査する調査方法による官民の比較ということにおきましては、それほどの差はございませんであります。これがただいわゆる大事業場といいますか、日経連なんかが出しておりますような大事業場と比較するとかいうことになりますと、確かにだいぶ差はござります。そのところが、公務員全体の初任給を大事業場の初任給だけにさつそく合わせるということも、なかなかこの点一般の国民的と申しますか、納税者と申しますか、そういうような御納得がいきにくい点もあるという関係上、人事院といたしましても、一定の平均事業場の、大体五十人以上の事業場について比較いたしておりますわけであります。ただ、これが需要供給の関係で一番困っておりますのが科学技術方面でございます。そこで、先般初任給調整手当といふものをお願いいたしましたわけでございまして、これは今後民間におけるいろんな関係上、

○鶴園哲夫君　日経連の、要するに日経連タイムスに出ましたのは五百人以上の企業、そこら一ぱいころがつて、いる企業になるのですが、そういう企業の初任給の見込みを発表しております、そんなかから見ますと、そこら辺にころがつて、いる要するに会社という名称のつくところと比較しますと、公務員の大学卒というのは高等学校くらいの初任給になるのです。高等学校卒の公務員の場合は中学校卒というのです。公団とか政府関係機関の初任給と比べますと、非常に見劣りがするのです。これは役所に入つたときから公務員に対しまして、やはり権力的な公務員の意識というものを植えつけるこんな低い初任給では。先ほど入江総裁もお話しのように、昨年の十二月の本委員会で、初任給をやはり検討すべきだという附帯決議がついておるので、そういう意味で初任給については特殊な考慮を払われて、十分検討さるべきではないかと思います。

○政府委員(入江誠一郎君) 現実の問題といたしまして、初任給の問題のためにいろいろ公務員の採用その他においても、若干の困難——これは特殊な公務員のことです——ございますが、困っておることは事実でございます。それから国会の附帯決議もあり、もちろん初任給の問題というのは非常に重要な問題になつておるわけでございますが、ただ、これが具体的に俸給表の問題として解決いたします場合に、やはり全体として納得していただくといいますか、突如として、現在たとえば五百人以上という大企業に限らぬといたしましても、特別な民間の企業による実績とかけ離れた初任給を公務員の俸給体系について作るということも、また困難な問題もあると思ひますし、まさしく、どちらにいたしましても、この問題は重要な問題として今後検討したいと思います。

が出て、二人、三人、四人……、それで人事院の作つておる東京都の標準生計費というもののとの間には大へんな差があるのでですよ。四人家族になりますと一万二千円という差が出てきますね。あまりこういうひどい差の出るような人事院の東京都の標準生計費というものから初任給を推定されるというやり方については、これはだれが見ても納得しにくいと思うのですが、その点についてちょっと伺つておきたいと思う。もっとこれは本格的にやりたいと思いますが、ちょっと伺つておきたい。

内、一人世帯が二万九百円、単身者という場合には、これは非常に年のといった人もおりますし、幅が広いのですが、十八歳のところだけ集計をいたしてみますと、八千七百五十九円、こういう数字がたまたま出ております。われわれの従来の計算というものが、こういふ数字から照らし合わせてみて、それほどおかしいものではないのではなかろうかと思う次第であります。

○鶴園哲夫君 何がおかしくないです。その数字は一昨年、昭和三十四年の数字でしよう、そうでしよう。三年の数字で、しかも、それは全国平均ですよ。これは東京都ですよ、人事院が出しておられるのは、

○政府委員(瀧本忠男君) 人事院がこの数字を計算いたしまするときに使いますものは、これは資料として全国的では非常に信頼度が低くなるということから、東京の数字を使っておりますが、今私が申し上げました主要点は、五人、四人、三人、二人、一人といふこと、ことに十八歳の一人といふものの生計費の割合というものが、全國消費者実態調査、統計局でお出しになつておりまするものと、われわれが標準生計費として計算しておるものと大体似寄つておる、こういふことを申し上げた次第であります。

○鶴園哲夫君 そういうことを言われるから困るのだ。それは昭和三十四年九月、十月だったと思いますが、約三万人の世帯を選んで調査したわけですね。ですからそれは全国平均が出ていて、東京都じゃないです。あなたこへ出しておられるのは東京都でしょう。

○政府委員(瀧本忠男君) 東京都勤労

世帯生計費というよなことで人事院は出してないでございまして、標準生計費を東京都において計算した、その計算の基礎に東京の資料を使っておるということです。従いまして、東京と全国で違つてはならないかというお話をございますが、そういうことはもちろん問題が残つております。しかしながら、全体の傾向といたしましては、まあわれわれが計算いたしております結果におきましては、それほど違つたものになつていないので、これを御報告申し上げた次第でございます。

○鶴園哲夫君 それはやめましょ。少なくとも東京都の標準生計費と全国二十八都市の生計費と、そう変わらないとおっしゃられてもこれは話にならないのです。全国平均はもつと下がります。東京都のやつは高いですよ。それがそう変わらないとおっしゃられるところ……。

○政府委員(龍本忠男君) 今私が申し上げましたのは、五人世帯、四人世帯、三人世帯、一人世帯、それから十八才の単身者、そういうものの生計費の割合、この点が大体似ておるということを申し上げた。金額でお話するよりも、むしろ比率で申し上げた方がよかつたのでありますけれども、たまたまこちらに御提出になつておりますものが金額でござりますので、つい金額を申し上げた次第でございます。大体において世帯人員別の生計費の割合といふものが、われわれの計算いたしましたものと、全国消費者実態調査、三十四年の九、十、十一月総理府統計局が行ないましたものと大体以ておる、このようなことを御報告申し上げた次

○鶴園哲夫君 今生計費の問題については、人事院としましても十分検討したいというお話でありますし、また、初任給の問題については附帯決議がついている問題もあるし、さらに初任給調整号俸等の苦慮もなさっておるわけですからして、十分初任給の引き上げについても御努力なされるものと期待をして、また強くそういう希望をいたしました。初任給は終わりたいと思います。

○千葉信君 今朝来の質疑応答を聞いておりますと、大体要約して三つの問題ですが、そのうちの初任給の問題、もちろん年功賃金の問題等については時間を相当必要としますから、これは次の機会に譲りますが、暫定手当の問題と、それから特別調整額の問題について人事院の答弁を聞いておりますと、はつきりしないところもあるし、同時に、また人事院としてそういう考え方を持つていいかどうかということについて疑惑を持たせる点がかなり出て参ります。私は、この二つの問題に限って、人事院当局のお考えが、もしか間違つていれば是正しなければならないと思いますので、二つの問題に限つて質問を展開いたします。

そこで、最初に特別調整額の問題でございますが、大蔵省の主計局にお尋ねいたしますけれども、一般職の職員の場合の超過勤務手当の割合は、基準給に対するどれくらいのパーセンテージになつていますか。

○政府委員(船後正道君) 超過勤務手当の予算計上額につきましては、各官庁ごとにそれぞれ業務の量において計算しておりますので、一口にどの程度であるかということはちょっと申し上

○政府委員(船後正道君) 実は資料も用意いたしておりませんので、無責任な数字もあげるわけに参りませんが、私の記憶では、大体地方は十時間ぐらいでございます。中央でたしか十五時間前後、これはしかし記憶でござりますので、正確な数字はいずれまた追って。

○千葉信君 大体昭和三十三年度、四年度等の状態からいっても、だんだん漸減の傾向にパーセンテージではあります。ですが、来年度もかりにそれが増額されないとすれば、私は四・五%平均のところに超過勤務手当の比率がなっておると思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(船後正道君) 先ほども申し上げました通り、数字を持っておりませんが、漸減と申しましても非常に微妙な差の問題でございまして、ここで責任ある数字をあげられませんが、やはり最近の状況ではおおむね横ばいではなかろうかと、かような感じでござります。

○千葉信君 人事院の方にお尋ねしますが、今正確な答えは得られませんでしたけれども、大体その超過勤務手当の予算計上額というのは、基準内賃金に対して四%ないし五%、現業官厅の場合でも六%には行っておりません。先ほど論議の中にもありましたように、この特別調整額というのは、今、瀧本さんの答弁によると、制定当時には超過勤務手当の振りかえという格好で出発したが、今では人事院は給与法第十条の二によってこれを処理しております。

という答弁で、何かその考え方の基礎が変わってきたような御答弁をされます。しかし、給与法上の表現としては「管理又は監督の地位にある職員の官職のうち人事院規則で指定するものについて、「と、こうあって、何もこれ最初から制定当時の考え方と変わった規則ではない。つまり管理、監督の地位にある者に対して、一般の職員に対しては超過勤務手当を支給しているけれども、その管理、監督という仕事の性質からいって超過勤務ということはおかしい、自分の判断において、必要があれば超過勤務をやるし、従ってそれに對してどういうふうに超過勤務手当を支給するなんということになるとおかしいから、これは管理、監督の職にある者に対しては超過勤務手当は出さない、そのかわりに、總括的に何%という割合できめて、一般の職員に対する超過勤務手当にかわるものとしてこの制度が制定された、現在も、規則の状態からいっても、これはちっとも変更になつてないのです。そこで問題になることは、これは人事院でも御承知のはずですが、一般の職員に対しては、超過勤務手当の支給の状況を見ると、実際の状況は時間で区切って、たとえば二十時間、三十時間という超過勤務をやつた場合でも、十時間しか予算がないとか、あるいは十二時間しか予算がないといつて、実際の超過勤務に対しても正確に支払われていない。従って、これはあくまでも予算額四、五%という格好でぶつた切られて、非常に一般の職員は超過勤務手当の支給について、不合理で不当な扱いを受けている。今でもそれは現実の問題としてちつとも改善されていない。問題になる

ことは、一般的の職員ではそういう格好で超過勤務手当を支給しておいて、給与法の十条による特別調整額の場合には、鶴園君も問題にされたように、最高二五%それから二〇%、一五%といふうに、非常に高率の特別調整額が支給されている。そのさつきの御答弁を聞いておりますと、これは管理、監督の職にあるものだからという理由ですが、この間の人事院の給与改定の勧告によりますと、管理、監督の職にあるるという理由で、非常に大幅に賃金の改定が行なわれました。從来にない格差の増大です。管理、監督の職にあるという理由でそういう不当な引き上げが今回行なわれました。一方ではそういう格好の引き上げが行なわれて、しかも、それに対する基準給の割合に応じて支給する特別調整額の方はそのままであつとも改善されない。これだから私は、鶴園君の言うように、二重払いという判断が出てくるのが当然だと思う。私は二重払いだとは言いません。しかし、一方でそういうふうに管理、監督の地位にある者に対して、それを理由として俸給の大幅な引き上げが行なわれた以上、この特別調整額の支給割合について人事院は全然手を触れないということは、私は不当だと思う。私はその既得権を侵せとは言いません。多いから削れとは言いません。多いから削れとは言いませんけれども、一般的の職員との公平という立場からいふと、私は、一般的の職員の場合の超過勤務手当の問題を、十分この際人事院は考える必要がありはせぬか。同時に、その支給割合についても、今のようになに五%刻みでやっていることは、管

者はと五分もらっている者との格差については、人事院としては十分検討を加えなければならない。こういう点について、人事院は、今度の勧告で全然その特別調整額の問題について目をつぶつたということとは、私は、人事院のほんとうの仕事のやり方をゆがめているというふうに批判せざるを得ないと思うのですが、この点について人事院はどういう方法で解決のめどを持つておられますか。

○政府委員(入江誠一郎君) この特別調整額の発生した経緯その他につきましては、千葉さんよく御存じの通り、ただいまお話をになりましたけれども、ことに管理、監督の地位にある者につきましては、職務の性質上、超過勤務の方式によることが適当でないので、それをやめて、そのかわりにいわゆる特別調整額を出すことにいたしたわけであります。そこで、その特別調整額の性質と申しますか、のは、大体に申せば、先ほど来、鶴園さんと給与局長との間にいろいろとお答え申し上げましたように、民間の役付手当といふようなものに類似しておるものと考えまして、給与の比較においても、民間も役付手当をとり、公務員も特別調整額をとりまして、その率につきましてもいろいろ御議論があると存じますけれども、現在の率が適正であるという人事院の判断のもとにこの制度を進めて参つておるわけになります。そこで、ただいまお言葉のありましたように、それでは超過勤務手当につきましても、それとの均衡上といいますか、何か考えなければならぬのではないかという、そこに問題が起くるんじやないかという御指摘

があるように思いますが、大体人事院手当といふものは、元来時間外手当と申しますが、時間をこえて勤務した者に対する手当でござりますから、かりに上司の許可を受けて勤務をしたにかかわらず、これが予算問題として、いわゆる打ち切られるということは、人事院としては、はなはだ不本意なところです。これがいまして、だいぶ前でございましたが、行政措置の要求がございましたときにも、そういう趣旨のことを、大蔵省でございましたか、お願ひしたこともあるのでございます。まあこれには、しかし、超過勤務手当の運用の問題は大蔵省の御所管であります、やはり趣旨としては、時間外に勤務した者に対しては支払うべきものでござりますから、しかし、いわゆる時間外に勤務したことにつきましても、もちろん上司の許可を受けた正式の勤務でないといけませんけれども、これを予算上実情に即するようにしていただきたいということは、われわれ希望するところでございます。

そういう言葉はやめるべきだと思う。ただ私は、この支給割合等の問題について、ここで長々論議していくことは、きょうの時間がなくなるから、私はそのままの点についてはこれ以上触れませんが、今御答弁の中にありました一般職の職員等に対して超過勤務手当を支給するその支給の仕方について、正確に支給されるように人事院がお願ひしたという言葉は、私は非常に気にかかる。それはなぜかとすると、人事院としては、公務員法なり給与法の建前からいって、正確に賃金が支払われているかどうかということに対しても、人事院の責任においてこの問題を解決する立場にある。たとえば行政府で勝手な職員を置いて賃金を支払ったことに対する問題に対しては、人事院は給与法第二条で、この問題に対しても嚴重な監督をしなければならぬ立場にある。同時に、法律としては、人事院は給与法第一條で、許されない職員を不当に置いて支給することも、人事院で監督しなければならぬ権限があると同時に、当然支給しなければならない賃金が、不当な支給払い方が行なわれることについても、人事院として、私は、政府にお願いなどという立場をとるべきじやないと思う。嚴重にその点については政府に対して人事院から申し入れて、そういう態度を一刻も早くやるようになります。私がこの点についての立場だと思ふ。そういう意味からいうと、二十時間超過勤務をやっても、予算がこれしかないという格好で平気でしおつてしまふた切られている現在の超過勤務手当支給の状態について、人事院がいつまでも手をこまねいていることは、私は許されないとと思う。もちろん私は大蔵省に対してもこの点について文句

があるけれども、人事院もまた共同の責任だと思う。従つて、どこの職場でも行なわれている超過勤務手当のぶつた切りというやり方に對して、人事院はどういう措置をとるつもりか、ここで一つはつきりと人事院のお考えを聞

○政府委員(入江誠一郎君) このお願

いとしき言葉を申し上げましたのは、これはいわゆる勧告と申しますか、申し入れと申しますか、実はあのときには行政措置の要求がございまして、法律的な用語で申せば、あのときにどういう言葉を使いましたか、その点私失念いたしましたが、そういう言葉を使いましたわけですが、決していわゆるお願いするという言葉じゃございません。これはもちろん勧告というのでありましたか、何かそういう言葉であったと思います。そこで、将来の問題でございますが、われわれといたしましては、もちろんいわゆる超過勤務手当といふのは、法律上から申しまして、超過勤務をいたした者には当然支給すべきものでござりますから、超過勤務をしたにかかわらず、超過勤務手当を出さないということは困ることなのです。しかし、なかなかこれは任命権者と申しますか、職場々々で公職場の運用上、人事院が、そこはやはり任命権者と申しますが、職場々々で公正な給与を出すよう努めしていくところ、それを大蔵省に予算措置として十分考慮してもらうということです。されど、これは人事院だけで具体的に個々の場合にこれを措置していくところ、それは、実際問題としてなかなか困難じゃないかと思います。やはり一般的な一つの方針として、今後も人事院としてはそういうふうなことを望む

の支払いに對しては、國家公務員法上罰則があるのです。しかも、不當な職員を使用して賃金を支払った場合には、これも罰則があるのです。しかも人事院は、公務員法上、条文で明記されているこのことをほったらかしておから、適正な予算がいつまでも組まれないで、公務員が不利益な扱いをされる。しかも、それが天下を堂々といつまでも横行しているということになります。ですから、人事院の方で勧告をしても聞かない場合には、その勧告を聞かない実情を国会や政府に対して堂々と公表したらどうです。もしくは、また方法としては、そういうものに對しては、そういう不当な給与を支払った場合には、罰則を適用するくらいの厳格な態度をとるくらいにすれば、初めて僕は解決すると思うのです。今の入江さんのような答弁では、いつまでたつてもこの問題は解決しないと思うのです。もう少しはつきりこの問題に對して、人事官の會議で態度をきめたらどうです。

けれども、われわれが個々にそれぞれのこまかい勧告その他の措置をとること、なにか困難じやないか、と思います。

○千葉信君 人事院に教えてあげますが、方法はあるのです。方法があるといふのは、あなたの方の方から大蔵省に対して、どういう予算を組めとか、どの程度にしてとかいうことをなんば要求したって、これはあなたのつしやる通り、なかなか大蔵省は、はいそうですかと言つて言うことは聞かぬと思ふのです。しかし、現場で実際に超過勤務をした場合、これはあなたの表現と違つて、命令されて超過勤務をやるですから、あなたは、超過勤務をやる場合には、上官にお願いして超過勤務をやるような話を今されましたが、超過勤務というのは、これは命令でやつておるのであるから、従つて、命令で超過勤務をやつた場合には、それに対する給与法上の正確な賃金を払うよう、人事院の方がそれに対し厳重に監督するという態度を現場に対してもれば、私はこの問題は、そうしたごた論議しなくとも解決すると思うのですが、問題は、人事院がそれだけの公務員法上の責任を果たすかどうかかといふことに解決のかぎが私はかかっている

と思うのですが、どうですか、その点。
○政府委員(入江誠一郎君) 超過勤務の措置につきましては、その実情は千葉さんもよく御在じの通りで、それはまあ法律上から申して、確かに話題通り、超過勤務をいたした者に対しても超過勤務手当を支出しなければならぬわけであります。まあ人事院としては、私ども当然これは公務員の給与上の国としても義務があるのでございますから、それを実施するように望み、それに努力いたすことは從来とも変わらんのをございますが、具体的にこれをどういうふうにやつて参るかといふことになりますと、これはなかなかそれぞの事情に複雑な問題がござりますから、もちろんただいまの御要望の趣旨に沿つて努力はいたしますけれども、特別な現在それに対する措置をとるということは、あるいは実情に即さぬ点も起つてくるかとも思います。十分研究いたします。

決する方法としては、どうしてもこれを全体的に解消する、本俸繰り入れの方法をとる以外に道がないのじゃないかという考え方が一貫している。それ質問の中にもはっきり出ている。ところが、その人事院の答弁を聞いていますと、やれ地域的な賃金の差がどうだとか、物価の状態がどうだとか、あるいは都市の場合には、その他の地域に比べて賃金の工合等がどうだなどといふことを言って現在の暫定手当の状態をそのままにしておくのが何か正当な理由があるようないろいろな説明をされておる。私は、その人事院の考えは根本から誤まっていると思うのです。どうしてかというと、もう人事院のそういう説明やなんかは地域給の問題が頭にこびりついていて、そして地域給の考え方方に立つて民間賃金がどうの、物価がどうの、こういうことを答弁されておる。暫定手当に切りかえられたその理由ですね。それから切りかえられてしまつた今日の暫定手当のあり方からいと、たとい地域的にどういう条件の変動があるうと、あるいは物価や賃金の関係があらうに格差があるうと、その問題を理由にしてこの制度をそのまま存置するという態度をとることは、私は根本から誤まつてお

Digitized by srujanika@gmail.com

○千葉信君 私は、これはもちろん予算を編成する場合に、適正な予算が組まれていないからそういう事態が起ると思うのですが、それも明らかに不当然な支払いが行なわれていることに対する

職場における個々の運用の問題がございまして、われわれは抽象的と申しますが、一般的に大蔵省に対して要求はできますけれども、その個々の場合を調査し、その結果によって、さらに現在の方法以上の措置をとるという

のだと思うのです。それをおとうやうとしないし、消極的だから、だんだん人事院の影が薄れていく。人事院はこの法律の厳重な順守ということについて、条文でもちゃんと責任を持たされているのです。それをやらないといふ

好に受け取られたのでは迷惑千万です。人事院のだらしないことを僕はここでしかつてはいるつもりなのです。そのつもりで一つ認識してもらいたい。それからその次の問題は、例の暫定手当の問題、いろいろその質疑応答は

手當に切りかえてからあととの問題は、暫定のない公平な方向へ一日も早く持つていかれるかということがこの問題の一
番の問題点だと思うのです。従つて、
まあ今後人事院の方では、国会の決議
の二つのうちの一つの方をとられて、
各地域間の不合理、不均衡をなくすた
めに、とりあえず同一市町村内の問題
に手をつけられました。しかし、もう
一つの、早くこの問題を解消するため
の根本の、一番大事な方針としての本
俸繰り入れによる問題の解消について
は、人事院は全然自分たちの責任を果
たそうとしなかった。この問題の解消
の仕方は、本俸に入れるというやり方
が必要だし、同時に、本俸へ入れてや
る入れ方も、給与の原則からいって公
平を欠いている、今ある暫定手当の格
差をそのまま本俸に入れたりしたら、
これは人事行政はとたんにストップし
てしまう、人事交流も全然できない。
そういう条件から考えても、また給与
の大原則としての公平という原則から
いっても、暫定手當に切りかえられた
以上、一日も早くこの問題を解決しな
ければならぬし、解決する方法として
は、どんなに論議をしてみても、本俸
に逐次繰り入れていく以外に方法がな
いはずです。それ以外の方法があつた
ら私は後学のために聞いておきたいの
です。それ以外にないとすれば、なぜ
人事院は今度の勧告でこれに対しても手
をつけようとしたのか。私はこ
の問題についての隘路というのは、何
といつても予算の関係にあると思うの
です。ところが、人事院の方として
は、なかなか膨大な予算がかかるか

ら、出してもこれは困難だらうなどと
いう人事院独自の判断からこの問題に
対して手をつけなかつたというのが私
は真相だらうと思う。しかし、そういう
態度を人事院がとればとるほど問題
の解決がますます困難になるし、ます
ます先に延びる、ともかくも人事院と
しては、本俸に繰り入れて引き上げ
いく以外に道がないのだから、その勧
告を即時にも出すべきです。出して、
予算上の関係がどう処理されるか、ど
う政府がこれに対処するか、国会はこ
れに対してどう判断を下すかというこ
とを人事院は待つべきだと思います。
それを初めから人事院が出しもしない
で、そうして委員会で質問されると、
民間の賃金がどうの、物価の状態がど
うのなどという地域給論議を繰り返し
て、人事院は、その本俸への繰り入れ、
解消のための勧告をしなかつたことを
正当なような顔をしようとしている。
けしからぬと思う。私は、これは人事
院は一日も早く本俸に繰り入れ、そう
してこの問題の解消をはからなければ
ならぬ。さつき瀧本さんも言われたよ
うに、地域間の格差に対してどう対処
するかという問題は、もう暫定手当の
問題ではないのですから、それはそれ
で、別な角度から、人事院の研究に
よつてその格差をどう処理するかとい
うことについては、これから研究すべ
ばいい。今ごろ暫定手当の問題に關連
して、あなたたちが地域間の格差など
ということをここでぬけぬけ答弁され
るとは、あやまちもはなはだしいと思
います。どうですか。

方とおきまして格差があることは、これは事実でございます。そこで、給与上から申しますと、やはり生計費その他においてたくさんかかる公務員に若干の配慮をすると、いう一つの理論的な根拠はあると思います。しかしながら、これがいろいろ人事行政上の問題から解消をはからなければならぬ、そこで、先ほど来申します通り、人院料といいたしましても、何とかこれをなだらかなる方法で解消いたしたいと思っておりますが、予算の問題がいろいろお話しございましたが、われわれ予算がかかるからこれを勧告しないというわけではございません。予算がかかるから実現しないだらうと思つて勧告しないわけではございませんが、ただ、卒直に申しまして、現在の暫定手当を一挙に底上げいたしますといたしまと、いわゆる四級地程度にいたしますと九百億かかるわけでございますが、九百億の金が多いか少ないかということは別問題といいたしまして、われわれといいたしましては、やはり予算は要るにしても、なるべく一つ都市の公務員も地方の公務員も納得する方法でこの問題を解消いたしたい、そこを念願いたしているわけでござりますて、その方向がどういう方向で参り得ますか、これがいろいろ検討していく問題でございます。

考える必要があるのです。私は、何なんということは、ちっとも言つてないのです。その方向に持つていくための勧告を行なうべきだと言つてゐるのです。だから段階を踏んで、現在三段階に分かれている、厳密には四段階ですが、その段階を一つずつ解消するという方法もあるじゃないですか。その一つの段階にまず手をつけないことは、次の段階なんか及びもつかん評議會は、次の段階なんか及びもつかん評議會で、一べんにやれなんてだれも言つてない。過去にやつたような格好で、一段階ずつ底上げをするという方法があるのですから、従つて、その方法をとつていく限り、都市であろうと町村であろうと、そのため公務員間にトラブルが起こつたり、不平不満が起つると私は考へられないと思う。その現在生じている、そしてまた歴然となる各地域間の物価の格差とか、ないんではその民間賃金との比較等の問題については、さつきも龍本さんの言つたとおり、人事院としては、それに对する独自の解決の方法を考えればいいんですから、従つて、その考え方としては、現在の暫定手当でもつてそういう地域間の格差なんていうものを考慮するというやり方は間違いだと私は言つている。ですから、私は一べんにやれなんということは言わないです。一段階ずつでもけつこうだから、その一段階の勧告をするチャンスというのが、今回的人事院の出した勧告の中に入れるということなんです。それをやろうと思つしないで、一べんにやろうと思つえば九百億かかるなんていつたって、そんなことは通りませんよ。段階を経

○鶴園哲夫君 どうもこれは少し時間がかかりりそうなので、先ほど私若干の例としてあげておるようなもの、たとえば死体処理が三十円だ、それは確かに十四年間凍結されたような形になつておるのでですが、どうも三十円で死体処理をずっとやらなければならぬ、これはやはりどうも二千九百二十円べ一のときはともかくといたしまして、今日非常におかしな数字じゃないかと思いますがね。さらに伝染病の防疫作業、こういうようなものも大へんだと思うのですが、これは一日三十五円ですね、これも。あるいは危険作業手当というのがありますが、これなんかも三十六円という金額ですね。これはやはりどうも先ほどの入江総裁のお話ですと、何かあまり変えたくないようなお話をなんですが、もしそういうことであれば、もっと時間をかけまして論議しなければならぬと思うのですけれどもね。ですから、根本的な考え方としては、やはりこういったものについてすみやかに検討すべきだ、昨年の五月に法律は改正になつてているのですから、するべきだと思うのですが、もう一ぺん伺いたい。

○鶴園哲夫君 私は、先ほど申し上げた
ような額を具体的にここできめよとか
何とか言っているのではなくて、一千
九百二十円ペースのときの数字だか
ら、若干この点についても根本的に考
えておく必要があるのじゃないかとい
うことでありますから、方針を聞いて
いるわけですから、よろしくうござい
ますね。

○政府委員(入江誠一郎君) まあ、この
法律は変わりましたと申しますが、人
事院規則になりましたのは、将来の特
殊勤務手当の範囲その他を従来のよう
に凍結いたすということは実情に沿わ
ないということでああいうふうに人事
院規則にいたしたわけでございます。
まあ金額の問題はそれと別の問題とし
て、もとよりこれは給与の問題でござ
いますから、そのときどきに応じて、
放置すべき問題ではございませんか
ら、十分合理的に検討いたします。

○鶴園哲夫君 次に、これは不均衡の
問題なんですが、従来ありましたやつ
を昭和二十三年にこれを制定した、
そこで各省庁の間に非常に不均衡が
あった。それについて逐次人事院とし
ましても改訂に努力しておられるこ
とは事実であります、なお、しかし凍
結という、あるいは将来廃止をする、
あるいは本俸に繰り入れていくという
ような考え方等もありましたために、
この不均衡の面が相当残っておるの
じゃないかと思うのですよ。たとえば
放射線の手当というのがありますね、
植物に対する照射もやって、そうして
日三十円、これは二千九百円ペースの
ときに三十円、しかし、今日これは人
体に対する照射だけでなく、動物や

育種あるいは遺伝等の研究が広く行なわれつつあるわけですね。そうしますと、人体に対するX光線の照射だけではなくて、動物、植物に対する照射もやはり同じように取り扱つていかなければならぬという問題もありますし、高所作業というものがありますが、高い所で作業する手当、今非常に問題になつております。たとえば建設省の地理の関係で、断崖絶壁、非常に危険な所で測量をする、あるいは建設省あたりの道路工事等について、非常に高い所で測量をするという高所作業、こういう問題もやはり不均衡な問題として相当あるんじゃないかと思う。また、ここにあります海員学校実習授業手当というのもあります。海員学校の実習授業手当、これは一時間二十五円、これは運輸省だけでやつております。しかし、これも海員学校の問題手当、文部省にも当然水産大学というものがありますて、やはりこういうものも不均衡じゃないかと思ひますし、また、自衛隊との不均衡も、船の中の炊事作業ですね、これは自衛隊には炊事作業という手当が出ているのですが、公務員の場合においては、船の中の炊事作業には出ないという問題もありますし、まあ捨つてみますとあるんじゃないかと思いますが、各省の間ににおける不均衡という問題が一つ。

用地の補償をするという場合に、たゞ
さんの反対者の間に立つて努力しな
ればならぬというような問題もありま
しょうし、新しく創設する問題として
は、なお冷凍業が非常に発達しま
して、冷凍室の中で検査をする、輸出と
検査、あるいは水産物を検査する、
ういう冷凍室の中で長時間にわたって
て人事院といろいろ折衝しておられま
し、なければならない。これは從来各省が取り上げ
るものにすぎない。ただ大蔵省との関係
がありまして、船後さんがおられま
か、よく一つ船後さんも聞いておいて
もらいたい。私はこの間も申し上げ
が、暫定手当、薪炭手当、寒冷地手当等も
等も、財源の關係で大蔵省にけ飛ばさ
れる、こういうふうなことが省内で普
常に流布されておるところであります
から、船後さんにも聞いておいてもこ
みたい、こう思いますが、この不均衡性
と新設という問題についての見解を伺
いたい。

○政府委員(瀧本忠男君) いろいろ御
指摘があつたのでございますが、こ
の特殊勤務手当を一体どの程度に押さ
て考えるかということは、非常にむずか
しい問題であると思います。で、一
般的に申しまして、どこまでが常態と
しての作業であるかどうか、その上に
を、それに附加されたる危険、あるい
は困難、あるいは不快というようなこ
とを把握するかというようなことは、
事実問題としてはむずかしい問題であ
らうかと思うわけでございます。で、
現在は俸給表は分かれておりませんけれ
ども、一つの俸給表の中に、かりに什
較的の職種を細分いたしますといたし

かし、われわれとしましては、そういうこまかい問題に一々対処するというのは実は困難であるので、やはりそれを取捨選択いたしまして、程度の高いというか、やはり特殊勤務手当を支給するにふさわしい作業というものがだけに選別して参るということで從来もやつてきたのでございますが、今後もやりたい。そういう作業をする場合は、これをもちろん放置することはない。ただ、特殊勤務手当が支給されまする作業を見てみますと、防護施設が十分できればその必要はない、給与表だけで処理する問題でないような問題が非常に多いように思います。従いまして、やはりそういう作業については、他の面の御努力も各方面にもちろんお願いしまして、そうしてわれわれの給与表の手当もいたして参りたい、このように考えております。

○鶴園哲夫君 どうも局長のお話を聞いておりますと、十四年間凍結といふ形になつておったんですが、そ

して金庫をするから本俸の中に繰り入れていく、そういう考え方が始まっています。まあ全体的に特殊勤務手当の体

系を今後整備する努力をいたしたいと

思つてあります。まあ現在の手当は、先ほ

ど御指摘がございましたように、従来

かどうかというようなことも若干考え

ております。まあ現在の手当は、先ほ

ども理論的に合理的なことばかりも

言えないようなものもあるうかと思ひ

ます。まあ全体的に特殊勤務手当の体

系を今後整備する努力をいたしたいと

思つてあります。

○理事(村山道雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(村山道雄君) 速記を始めて。

他に御発言もなければ、本件はこの

程度にとどめます。午後は、二時から

七号委員室において再開することと

し、これにて暫時休憩いたします。

午後一時十一分休憩

午後二時十四分開会

○委員長(吉江勝保君) これより内閣

委員会を開いたします。

○自治省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきま

正によりここで態度をはつきりしたわけですから、そういう意味で、ある程度従来の考えと変わった形で処理していただかなければならぬのじゃないか。そこで私きょう取り上げまして、金額の不均衡の問題、新設の問題、金額の問題等々について伺つておるわけで

すから、そういうおつもりで検討していただきたいと、こう思つておるので

です。

○政府委員(瀧本忠男君) ただいま御

指摘のありましたような趣旨をわれわ

れも十分心得まして、検討いたしたい

と思います。ただ、われわれといたし

ております。まあ現在の手当は、先ほ

ども理論的に合理的なことばかりも

言えないようなものもあるうかと思ひ

ます。まあ全体的に特殊勤務手当の体

系を今後整備する努力をいたしたいと

思つてあります。

○千葉信君 行政管理庁長官にお伺い

いたします。今上程されている自治省設

置法も、言うならば地方財務会計制度

調査会の存続を企図しているのです。

この法律案の具体的な審議に入ります

前に、行政機関の中にある国家行政組

織法第八条に基づく各種審議会もしく

は調査会、それからその国家行政組織

法の要請に基づく法律によらないで設

置されている審議会ないしは調査会が

かなりたくさんある。その総体の数と

いうのは、法律に基づいたものが二百

六十二あります。それから閣議決定に

<p

いう任務を行政管理庁設置法にはつきり権限として規定されている。従つて、今のような大臣の答弁で漫然と終始しておられることは、私は管理庁長官の責任として追及されなくちゃならない。おまけにこの問題は、今日始まつた問題ではなくて、岸内閣のときにも、私は、行政の簡素化という觀点に適切な措置を講すべきだということを委員会ではつぎり追及して、岸総理も、その措置をとるようにすると、こう答弁された。それは今日まだその措置がとられない。これは私は、各省の大臣にも責任はもちろんあろうけれども、従つて、この委員会で各省設置法を審議する段階で、各省ごとに、シラミつぶしにやつてはいきますが、大筋としては、私はやはりあなたの責任を追及しなければいかぬと思う。あなたは、まだ残存する法律に違反している審議会、懇談会、調査会等に対して、今のような答弁だけでは私は納得できませんから、もつと明確に具体的に、大臣から、どう処置するかということをお伺いしたい。これが第二点。一つお答え願いたい。

求めるのじやないと、こう答えておる
でありますから、そこを、審議会で
も開くときには立ち会えば別問題ですけ
れども、とにかく向こうの当事者とし
てはそういうように答えておりますか
ら、私もその範囲で了承しておるわけ
であります。でありますから、まあ今
これをどうこうという——なお、念のため
ために再三調べてみますけれども、最
後の措置として、これをつぶすとか、
あるいはできないよう各省の自発的
な措置に待つよりはかないような始末
であります。

的又は調査的なもの」という型をとつておりますが、それ以外のものについても、地方機関に設けられる付属機関の場合にも法律で規定しろ、はつきりとういつておる。そこで、一つの事實をあげると、たとえば外交問題懇談会等では、委員に対して日当を出しています。一日一回出る二千円です。ところが、はつきりと行政組織法に基づいて設けられた正式の懇談会ならば、これはそういう手当を出しても日当を払つても、これは国家公務員法上何も疑義は起らぬ。ところが、一方ではこういう行政組織法上の要請がある以外に、国家公務員法の建前からいくと、そういう勝手なものを政府が設けて、その職員に対して、もしくは委員に対して賃金や給与を払つてはならないといいう条文があります。そつちの方に抵触する。これは外交問題懇談会ばかりに限らず、たとえば労働省には労働問題懇談会があります。ここでもそういう不當なものを設けて千五百円の委員手当を払つてゐる。委員手当といつてはつきり行政管理庁の方では認めている。そうすると、これは行政組織法上、第八条の要請は、そういう譲問をしないものとか、あるいは懇談をするもの等については何もこの法律に抵触しないという見解をかりにとつて拡大解釈しても、国家公務員法の規定にはつきり違反してしまう。そうなると、これは大臣としても違法なものだという見解に立たざるを得ぬと思うのですが、どうですか。

組織法の第八条の付属機関は、これは行政機関は、明確な範囲の所掌事務と権限を有するものでなければならぬ。これは第二条の規定でございます。従つて、懇談会というものが、明確な範囲の所掌事務と権限を持つてゐるといふことであれば、これは第八条に該当することとなるわけでございますが、単に運営上の一つの手段としまして、主務大臣は運営につきましてその機関の事務を統轄する権限がございます。そういう統轄権と申しますか、運営管理権に基づいて、そのいろいろの手段方針をとり得るわけでございます。そういう権限に基づいて、明確な範囲の所掌事務を与えずに、また、それには何らかの権限を与えずに、参考の一つの手段としてさような会合を開くということになつた場合には、必ずしも第八条に該当する行政機関とは言えないと存じます。それから委員に対しても日当を出すという問題でございますが、これはその機関と、職員に対する給与、手当、費用弁償というよくな題が必ずしも一致するものではございませんので、たとえば講習会を開く場合に講師を雇う、それに対して日当を払うということがありまして、それはその講師が機関であるわけではございませんので、実は公務員法の二条にござります、「一般職又は特別職以外の勤務者を置いて、その勤務に対し俸給、給料その他の給与を支払つてはならない。」という規定がございますけれども、この規定において、給与を払つたものは行政組織法上の組織単位になるのだというふうには解釈できません。

○千葉信君 行政管理庁の管理局長ともあらうものが、そんないきがんな見解を持ってゐるからこんな不始末を起こす。あなたの言われる懇談会、調査会等が権限を持つから持たないからといって区別する根拠はどこにあるのですか。

○政府委員(山口酉君) 国家行政組織法は、第二条に、「国家行政組織は、内閣の統轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する行政機関の全体によって、系統的に構成されなければならない。」ということになつております。国家行政組織は、その中に単位の行政機関を持つておるわけでござります。行政機関は、これは所掌事務を持つております一つの行政組織の中の単位でございます。そういう明確な範囲の所掌事務と権限を有しないものは行政機関とは言えないのでござります。第八条におきましても、同じ規定が当然に適用されなければならないのであって、第八条で「附属機関その他の機関」というものを規定しておりますが、そこに「審議会又は協議会」、これは「諮問的又は調査的なもの等」であるということの規定がござりますが、これはやはりその審議会、協議会というようなものは、機関として、その行政組織の中における第三条にいわれるところの行政組織、すなわち、府省、委員会、庁というような第三条の行政機関の中における一つの単位の行政機関として審議会、協議会といふものが置かれるわけでござります。その場合には、行政機関であるからには、明確なる範囲の所掌事務を持つたるものでなければならぬというのが行

政組織法の法律解釈上当然に考えられることであると思います。従つて、それが単に運用上会合を開いているといふにすぎないものは、組織上の単位の機関ではございませんので、それを八条の機関であるとは言えないわけですが

そこで、ただ現実にそういうことで行なわれておるもののが、実体がどうかということに問題はなると思います。その実体が、私どもの解釈で、これは明確なる所掌事務を持つて、責任を持つて活動するものではないかというような考え方をもって判断いたしましても、いや、そういうふうなものではない、實際運営をする場合においては、そういう機関として一つの所掌事務を与えて運営するのではなくて、責任範囲もすべて与えずに、ただ単なる参考に会合を開くだけである、こういうことになりますと、正面から八条に該当するからと、いふことは、それを押える道は法律解釈上ないと思ひます。ただ問題は、從来からの国会審議の状況等に従ってみても、非常に疑惑のある、まぎらわしいものがある。そういうまぎらわしいものはできるだけ避けなければならぬというようなことで、実は私どもの方としましては、そういう性格の不明確なものはできるだけ作らせないようにしてみたい考え方でございまして、外交問題懇談会につきまして、この運営については、機関として設置するというようなことは困る、そかかつたり閣議にかかつたりして參ります段階でそういうことを知りまして、実はそういうものが次官会議にされならば法律で出すべきであるということを強く申したわけござります。

それについては、実はそういうものではなしに、単に軽い会合を開くだけのものであるというようなことで、外務省は運営上のものとして会合を開くこということで、第八条の機関としての性格は付与しないということを約束している次第であります。

千葉信吾 本気でそんな答弁していいなら、これは天下の笑いものになる。歴代の行政管理庁の政務次官等も、この問題については、はつきりこの委員会、審議会等の場合とをごっちゃにして答弁している。そんなことじや他の省に対して行政管理庁の行政組織法上の規定等を押しつけて、すっきりした態度をとらせられなくなる。これは当然のことだと思う。これははつきり申し上げると、第三条に基づくところの委員会といふものは、これは行政機関です。行政権限を持つた委員会であります。それは問題がないです。ところがその第八条の場合は、そういう行政権限を持たない各種審議会、委員会等の設置をする場合のことと規定している。その場合にも、法律ではつきり認めろというのが第八条の規定なんですね。ですから、何か第八条の場合に、審議会、委員会が明確な範囲の権限なり行政権限を持つものだから、従つられる委員会といふのは、一切の行政権限を持つないものなんです。初めから行政権を持たないで、調査をするとか、あるいはその譲間に応ずるとか、

そういう仕事をするだけであって、その調査の結果なり答申を行政に反映するしないについては、その委員会が一切の権限がないわけです。ですから、日本政府の中に、たった一つあるのが、中央青少年問題協議会です。これが本来国家行政組織法第八条に基づいて設けられたながら、この青少年問題に関する、各省間の連絡調整事項を権限として取り入れている。いわゆる中央青少年問題協議会は、連絡調整といふ、山口さん、しっかりと聞いてくれよ。そういう第八条によって設けられた行政権限を本来持つてはならない中央青少年問題協議会には、運営調整といふ、総理府で所管すべき事項を肩がわりして持っているということで、委員会で大論議を起こしたことがある。とうとうこれには政府の方では完全に私の質問に手をあげた事実があります。一部改正の法律案がひっかかるからちやつた。それ以外の日本の行政府の中における委員会等は、あとはすっきりと区別されていて、第三条に基づく行政権限とは一応離れた形の権限だけを持つ委員会の場合、これを設けるのは法律による、こうしてあります。その二つがある。それ以外にありますのは、閣議で決定、つまり政令でその組織を決定している審議会、懇談会、これは私に突つかれた当時、岸内閣の当時にたくさんあったので

整理をされて、今あるのは、閣議決定に基づくものは外交問題懇談会、大蔵省にはみつまた需給協議会、労働省には労働問題懇談会、厚生省には原爆被害対策に関する調査研究連絡協議会、通産省には輸出会議、運輸行政顧問会議という膨大な機関があります。運輸省には交通調査懇談会、これから農林省、厚生省等には、法律にもよらない、政令閣議にももちろんよらない、訓令にもよらない、何にも根拠なしに設けておるが、これは調査してごらんなさい、二十以上ある。全然でたらめです。ところが、問題になるのは、正式に法律によつて設けられている二百六十二の審議会、委員会等については、これは正式なものですが、これには問題はない。それ以外の閣議決定の五つの委員会、それから訓令ないしは全然根拠なしに設けられたものが二十七あるのです。この法律に基づいて設けられた二百六十二の委員会、審議会も、本来これは行政権限は持つていないので。持つべき筋合いではないのです。今山口さんの言われるように、何か行政権限の範囲内がどうのこうのと言うけれども、そんな行政権限の範囲云々の問題は、各省に設置される場合は、この第八条にいうように、「法律の定める所掌事務の範囲内で、」この「所掌事務の範囲内」というのは、その委員会の持つ所掌事務の範囲内というのではなくて、各省の持つ所掌事務の範囲内で、その省に付属機関として諮問もしくは調査の関係

の委員会を持つてもよろしい、その場合には法律によれと、こういうことで、その委員会が所掌事務を持つといふ、そういうような区別が出てくるといふ答弁は、これは小澤さんの部下の答弁だけれども、率直に言うと、これは昼間答弁する答弁ではありません。電気の消えた所で答弁すれば通るかもしませんが、天下のもの笑いです。しかも、法律にはつきりしている。そういう委員会は法律にきめられているから、その委員に何ぼ今問題になつておる日額を出そうと、二万円の月額を出そうと、一切問題でない。公務員法、給与法によって、これは一般職の非常職員としてということで規制されておる。従つて、非常勤職員の給与法に基づく手当の額を出せるということです。いいですね。ところが、法律によらないで設けられた委員会、審議会は、もともと違法行為だから、金を出すのでも、そこそこ出さなければならぬ。出す金も、行政管理庁の提供した資料によつても、非常にこそくな態度です。たとえば外交問題懇談会の場合には、「手当」という言葉を使わないので、「日謝金」という言葉を使つておる。謝礼金という言葉を使っておる。その他の場合には、大体みつまた需給協議会の場合には千円、労働問題懇談会は、一日日当千五百円、原爆の関係では七百六十円出しておる。で、私の問題にすることは、政府の行政官連中を各省から何十人と集めて委員会を作らうと審議会を作らうと、これは行政府の権限に基づいてやるのだから問題は全然ない。私の問題にするのは、こういう手

が、国會議員でもなければ、ないしはまた行政官でもない。民間の諸君を動員して、民間の諸君に行政に関する問題について意見を出してもらったり、懇談といつても、結局はその懇談の中から出てくる意向なり意見、それを微して行政に役立たせるという立場から政府としては民間人に日当を払つておるわけです。だから、こういう民間人の入つておる組織の場合には、これは行政官だけで設けている会議とは違つて、第八条に規定する通り、法律によらなければいかぬと、はつきり割り切つてある、筋の通つた話なのだ。それを山口君の答弁によると、何かその委員会でも、行政権限がはつきりしていれば、その行政権限を持つてゐるもの、は法律で規定しなければならぬ、それを設置するときには法律で規定しなければならぬ、行政権限を持たない委員会、審議会の場合には、何も法律できめなくともいい、行政権限がないからと、とんでもない話だ。行政権限は、第八条に基づいて設けられた諮問委員会、調査会等には全然ない。あつちやいけないのである。あるいは中央青少年問題協議会だ一つ。第八条によつて設置されながら、連絡調整といふ行政権限を持つていたために私に問題にされて、突つ込まれて答弁できなかつた。第三条による委員会にするか、第八条による委員会にするか、すつかりしろということになつてその論議が展開された。だから、山口さんに重ねて言つておくけれども、第八条にいう委員会とは、ここにいう、「第三条の各行政機関には、前条の内部部局の外」、これはだれでも問題は起こら

ない。その次に、「法律の定める所掌事務の範囲内で、」こう書いてある。これを勘違いして、行政管理庁の局長ともあろう者が、明確な行政事務の所掌範囲に基づいて設けられる場合には云々という答弁をされる。ここにあるこの「法律の定める所掌事務の範囲内」というのは、その委員会自体ではなくて、その委員会の所属する各省の所掌事務の問題だ。従つて、各省のいがなる行政事務に基づく権限によって諮問されても、その委員会は行政行為は許されぬ。これが国家行政組織法のはつきりした精神だ。ですから、そこで問題になつてくることは、今申し上げた外務省を初め、大蔵、労働、厚生、通産、運輸、こういうところに設けられている脱法行為の闇議で決定したというこの懇談会、これが問題なんだ。第三条にも関係しない、第八条にはつきりと法律でいろいろと規定しているのに、それによらないで闇議決定でやる。ですから、もう一つつけ加えておきますが、たしかこれは二十八国会ですか、この委員会で特にやかましく言われて、とうとう行政管理庁の方から、国家行政組織法の一部改正をして、その中に、第八条の法律で規定しろということを、国会のない、しかも緊急を要する場合には、国会の承認、つまり法律によらなくとも設けてもよろしいという国家行政組織法の改正を出してきた。衆議院の連中はそれをぽかっと通した。参議院では、がりつとそれを押えられておる。その法律は不成立に終わった。そこは削除をされた。そういう法律を出したといふ行政管理庁の立場からいって、今これらに

なつて、いや、こういう閣議決定のものも、所掌事務の範囲内云々の問題に関連して、これは違法であるとか違法でないとかいう、われわれとしては筋の全然通らない愚劣な答弁をしてい る。はつきりしていることなんですか ら、これは私はきょうここだけで、失 礼な言い方だけれども、けじめをつけ ようとは思いません。最後の結論をこ こだけで終わらうとは思いません。今 度の国会で政府の方からたくさん出て いる各省設置法の中に、この審議会あ るいは調査会等の設置が出ています から、私はその前提として、政府のそ れらの二百九十九幾つもある各種審議 会、委員会に対して、一体不要不急の もの、あるいはもうほとんど開店休業 同様のものをどう処理されるか、同時 に、こう脱法行為をやっている機関を そのままほうかぶりするつもりである かどうかについて、内閣の責任者たる 首相に私は最後のとどめをはつきりこ こで打たなければならぬ。しかし、 いきなりそういう格好で出ては手荒ら 過ぎるので、それを所掌している行政 管理庁の方に、一応地固めの意味で話 をしておく必要があるだろう。そこで 行政管理庁長官の見解を聞いて、その 結果によって総理大臣にはどういうふ うに質問するか、その質問の内容は変 わってくると思う。今私の申し上げた ことについて、何か違っている点があ れば管理 庁長官として了承できない点 があれば答弁願いたい。

限という言葉は使っておりませんで、これは所掌事務——この第三条に規定されております機関は、これは内閣のもとに直接置かれるところの行政組織、行政機関でございまして、これは府、省、委員会及び庁ということになつておる。これがまたそこで一つの府あるいは省、委員会、庁としては明確な範囲の所掌事務を持つわけでござります。そこで、私が申し上げます所掌事務というのは、これは外部に対してどの程度の権限を持つてゐるかということではございませんので、およそ行政組織といふものは、組織の中における行政機関が単位をもつて構成しております。この行政組織全体を見ましても、こういう八条の機関のほかに、内部部局を置いておりますし、地方支分部局を置いておりますから、特別の部所を置いております。それぞれ行政機関でございまます。これはその行政組織の中の単位機関として、やはり明確な範囲としてやるべき仕事の内容、ファンクションを持たなければならぬという意味で、これは行政組織法の解説論といたしまして通説になつておるところであります。その意味の明確な範囲の所掌事務を持たなければならぬ。権限と申しましても、その対外的に発揮する権限と、内部の機関の相互間における指揮命令系統の権限というものもある。そういうものを全部二条にその精神を書いてあって、すべて行政組織の中といふものは、それぞれの機関が仕事の範囲を明確にしておかなければいけない、こういうことを書いてあります。そういうことから、第八条におぎますものは、もちろん第三条の所掌事務の範囲でなければなりません。その範囲

の中で、その付属内部部局はどういうものを分担する、付属機関はどういう仕事を分担する、その分担の範囲、責任といふものは明確でなければならぬい、こういう意味でございまして、その内部における単位としての仕事の範囲を明確にしていかなければならぬ。そういう一切のものが与えられていよい、ないといふことは、これは単位にはなり得ない、かような意味で申し上げたわけでございます。現在いろいろ懇談会等、不明確なものがございまして、私は、実は千葉委員が三十三年に委員会でお述べになりましたところを勉強してみましたのでございますが、その際におっしゃっておりました委員会等の整理につきましては、実はその後直ちに行政審議会に意見を求めまして、そしてその意見に従つて整理方針を立てて、逐次整理をいたしております。ただ、今御指摘になりました一、三のものがまだ未解決になつております。しかし、これは適当な解決をはかるように、継続的に各省と折衝している段階でございます。

て、法律によつて設けられなければならぬじ、同時に、名前は懇談会であつても何であろうと、たとえば外務大臣が、外交方針等について、日本政府の外交方針を決定するための手段として、政府部内の委員諸君、政府部内の官吏諸君を集めて外交懇談をしたような場合には私は問題にしない。それを民間人を集めて、日当を払つて懇談をしてやつたりするからこれが違法行為だと言われるのであつて、従つて、今だまつて最後まで聞いてみると、山口君の答弁は、各省に対して、それはやめてもらわなければならぬといつて話をしているようだから、結論においては、これは違法行為だということを認めているような態度だということになりますが、私はそういういかげんなことではいかぬと思う。行政管理庁が、これはいかぬといつて各省とめている事実から見ても、行政管理庁は、これが合法的な存在だとは考えて反している。従つて、行政管理庁としては、明確にその違法のものなら違法に対する謝金、日当等の支払いの関係からいうと、国家公務員法第二条に違反している。従つて、行政管理庁としては、そのうちにやめるとは私は言わぬ。行政管理庁の責任において、その問題ができるだけすみやかに処置するという

○政府委員(山口酉君) 外交問題懇談会につきましては、ただいま千葉委員のおっしゃるように、外交方針を決定するためにその意見を求めるということであれば、名前は懇談会であつても、やはり八条に違反するものであると解釈いたしております。で、そういう疑いがございましたので、当初そういうものはいけない、こういうことを申しましたところが、そういうものでなくする、単に会合を開いて意見の交換をしてみるというだけの一つの場としてやる、機関としての扱いはしない、そういう意見を求めたりはしない、かようなふうに言っておるわけであります。ただ、その運営の実態について外務省がどのようにいたしておるか、現在までまだつまびらかにはいたしておりませんが、千葉委員のおっしゃるような、意見を求めるものであるということであれば、その点については同じ解釈でございますが、そういうようなものにはいたさないとということを言つておりますので、それでもいけないということには言いかねておるわけでございます。

あつた。それが今は閣議決定のものは六つに減つてきております。しかし私は、この際、行政管理庁当局として、もっととすつきりした見解をとらないと、今、山口君言つたように、ただ單に懇談をして、その懇談の中から意見を徴するのだから、第八条に抵触しないようにするからいいのじやないかといふことを外務省では理由にしている、ようですが、私は、行政管理庁として、それでもいかぬということをはつきり言うべきだ。法律に違反している、もしどうしても外交懇談会をこれ以上やろうというのであれば、はつきりと国会に法律案を出して、外務省設置法の改正をすればいい。同時に、この中でも非常に役に立つていてあることは私も認めるが、しかし、連法であるという理由を、私はほお産省の輸出会議、あるいは労働省の労働問題懇談会というように役に立つておれば立つておるだけ、政府としてはこれに對して合法性を持たせて、日陰の懇談会にしないで、正々堂々と意見なり懇談をやるべきだ。特に問題になりますことは、輸出会議のごときは年間三百二万円も予算を使い、これは大臣の小づかいでまさか出すはずがありません。正々堂々と予算で三百二万六千円を計上いたしております。その計上された予算の使い道というのは、ことごとく委員の日當です。それが八条の脱法行為でやっているのですから、これはこの際せひ行政管理庁としては、行政管理庁設置法の条文によつては、

○國務大臣（小澤佐重喜君）　だんだんお聞きいたしましたが、この問題は至急に調査して善処いたします。ただし、少しつかが管理庁と違うようあります。が、この八条の解釈、これもまだ検討しなくちゃならぬですが、たとえば講演を人に頼んで、その出したものにもどうこう、という問題はちょっと疑問なんでありまして、その他は具体的に問題になつたのははつきりしますから、これは善処いたします。

○千葉信君　重ねて申し上げておきますが、たとえば講演会等を開いて、その講師に何円の日当を払おうと、何回やろうと、私はそれは問題にしてしません。そうではなくて、常設のこういう行政機関内に設けられる付属機関、これは行政府の限界といふものがはつきりしなければならぬという立場から、国家行政組織法で明確にされているところです。従つて、講演会なんというのは問題になりませんから、今私が申し上げた閣議決定の各省のもの、それから訓令でもつてやつているもの三つ。それから、それ以外の何の根拠もなしに持つてゐる、これは特に農林省と厚生省であります。それが二十七あります。明確に、存置するなら存置するで、はつきり法律で規定する方針をとつてもらいたい。さもなければ、直ちにやめるという措置をとっても良いたい。この問題は、いずれ私は池田総理大臣にもその責任を追及しなければならないので、大臣から努力をするというただいまの答弁の程度で了承してお

さりますが、それは大臣もはつきり約束して、実行して下さい。日 nichigakureba okureba hodo 政府は不利になりますから、そのつもりで措置して下さい。

○山本伊三郎君 時間も相当過ぎましたので、せっかく自治大臣も見えましたが、審議会について、千葉委員は今法律上の問題から相当深く追及されました。が、私はこの前資料をお願いしておったのですが、行政管理庁長官、あなた、それで実は現実の問題でないのです。審議会、調査会の数一つ認識を新たにしてもらいたい。提出されました調査から見ますと、十分ではないのです。審議会、調査会の数と、それから各省の設置されてる状態なんか出ておりますが、私の要求しているのは、一昨年の秋にここで問題になつたのです。そのときに益谷さんが長官をしておられた。大体二百九十九幾つあるのですが、それに携わる人、延べで大体一万程度あると見ております。委員の延べです。相当重複しているのです。それを整理して名前をあげて、しかも、はなはだ失礼でござりますが、出席されておる状態、出欠を一つ出してもらいたい。これは私いやし、気持で資料を求めたのではない。と申しますのは、私がその当時聞いたところでは、実は特定の名前は言いませんけれども、ある委員によつては七つくらい兼務しておる。そうすると、一週間に一回会合があつたら、一週間毎日一回審議会、調査会に出なければその人は勤まらない。どの審議会、調査会を見ても、大体週に一回くらい聞くと、いう大体の規定になつてゐるのです。そういうふうになつておる。その人は、相當有力な人ですが、はたして毎日一

○山本伊三郎君　これは大体一年以内で、見通しは……。

○國務大臣(安井謙君)　この方は、大体来年の二月までには一つ答申を出していただきたい、まあおおむね委員の方々もそういう方向でやろう、さらにその答申を十分尊重しまして法律化を急ごう、それからやっていこう、こういうふうに考えております。

○委員長(吉江勝保君)　本年の十二月ということになるのですか。

○國務大臣(安井謙君)　来年の二月ですね。来年の二月ころまでにこの答申を出していく。そうなりますと三十七年です。これは三十七年の十一月、こういう意味でござります。

○委員長(吉江勝保君)　速記をとめて。

午後三時二十五分速記中止

午後三時四十一分速記開始

○委員長(吉江勝保君)　速記をつけて。それでは、れにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

三月十四日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月二十日)

一、總理府設置法の一部を改正する法律案